

IV 被扶養者の届出

新たに被扶養者の要件を備える場合、あるいは、被扶養者がその要件を欠くに至った場合、組合員は、遅滞なく届出を行ってください。(地方公務員等共済組合法第 55 条、地方公務員等共済組合法施行規程第 94 条第 1 項第 1 号)

1 被扶養者の認定手続き

婚姻や退職、出生等により新たに被扶養者として認定する申請を行う場合、事実発生日から 30 日以内に届出してください。(※扶養手当をあわせて届出する場合、事実発生日から 15 日以内に行ってください。)

届出とあわせて認定に必要な書類(以下「必要書類」という。)を当共済組合に提出してください。必要書類については、事実を証明する内容でなければならず、事実と相違がある場合や事実を客観的に証明する書類に不足がある場合など、事実確認が十分にできない場合は認定できません。必要書類についての詳細は「V 被扶養者の届出にかかる必要書類」(P19～)をご確認ください。

なお、事実発生日から 30 日を経過して届出すると、その届出を受けた日が認定日(健康保険の資格取得日)となり、事実発生日から被扶養者の認定を受けた日までの間は、給付は行われませんのでご注意ください。

<主な認定事由及び認定日>

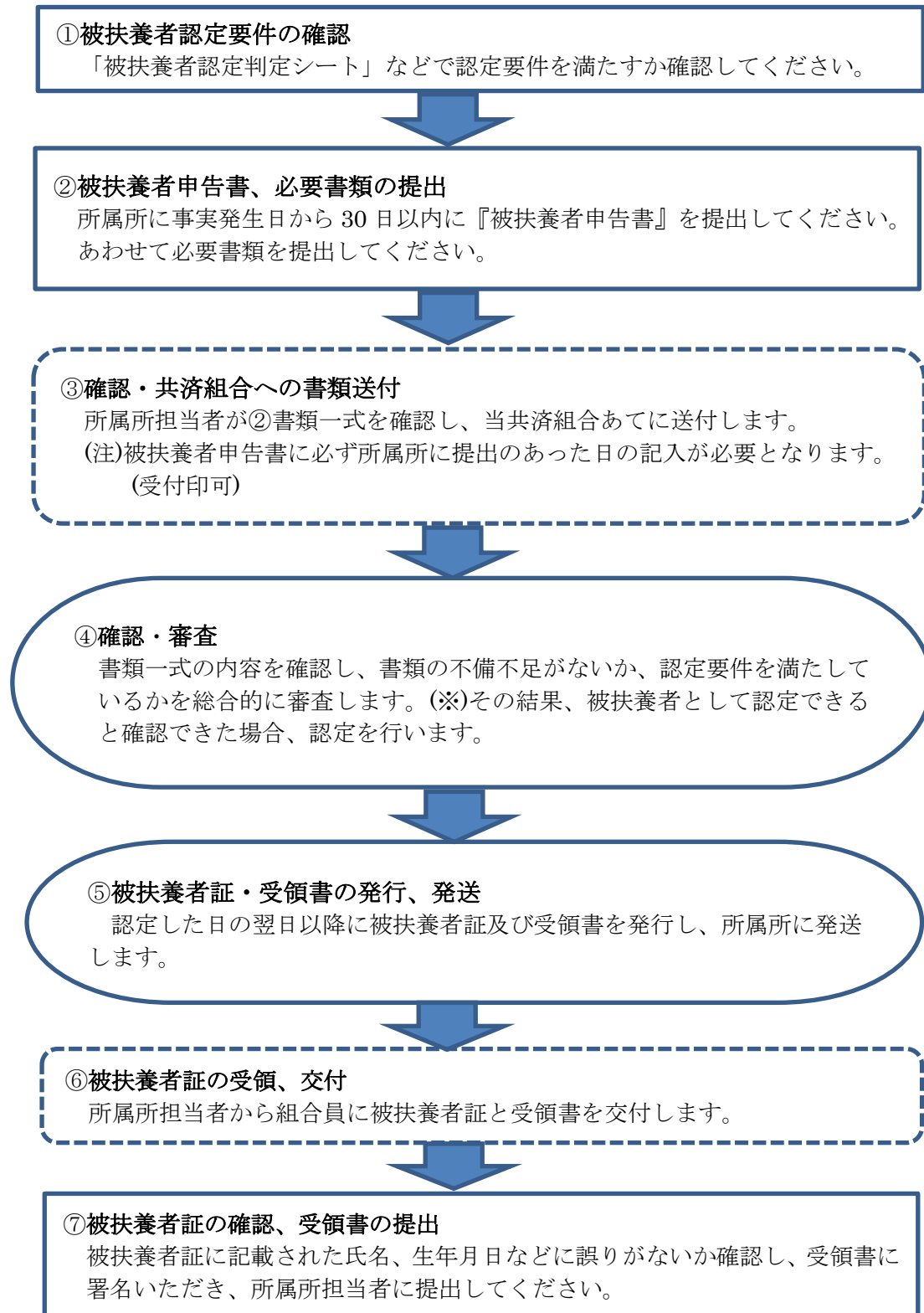
認定事由	認定日	備考
新規採用	採用日	組合員が資格取得したことによる、被扶養者の認定
出生	出生日	出生したことによる子の認定
婚姻	婚姻日	婚姻したことによる配偶者の認定
離職	離職日の翌日	離職後、無職無収入になったことによる認定
扶養者変更	扶養変更日	組合員の扶養に変更することによる認定
収入減少	収入減少 開始日	勤務時間減少などにより収入が減少し、以降も同程度の収入になる見込みによる認定
雇用保険受給終了	雇用保険受給 終了日の翌日	離職後、雇用保険を受給していたが、その受給が終了したことによる認定

(注) 『届出を受けた日』とは、被扶養者申告書の所属所受付日(知事部局職員(会計年度任用職員を除く)においては「被扶養者申告」をシステム入力した日)となります。

なお、事実発生日より 30 日を経過する日が土日や祝日等の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までを 30 日以内とします。

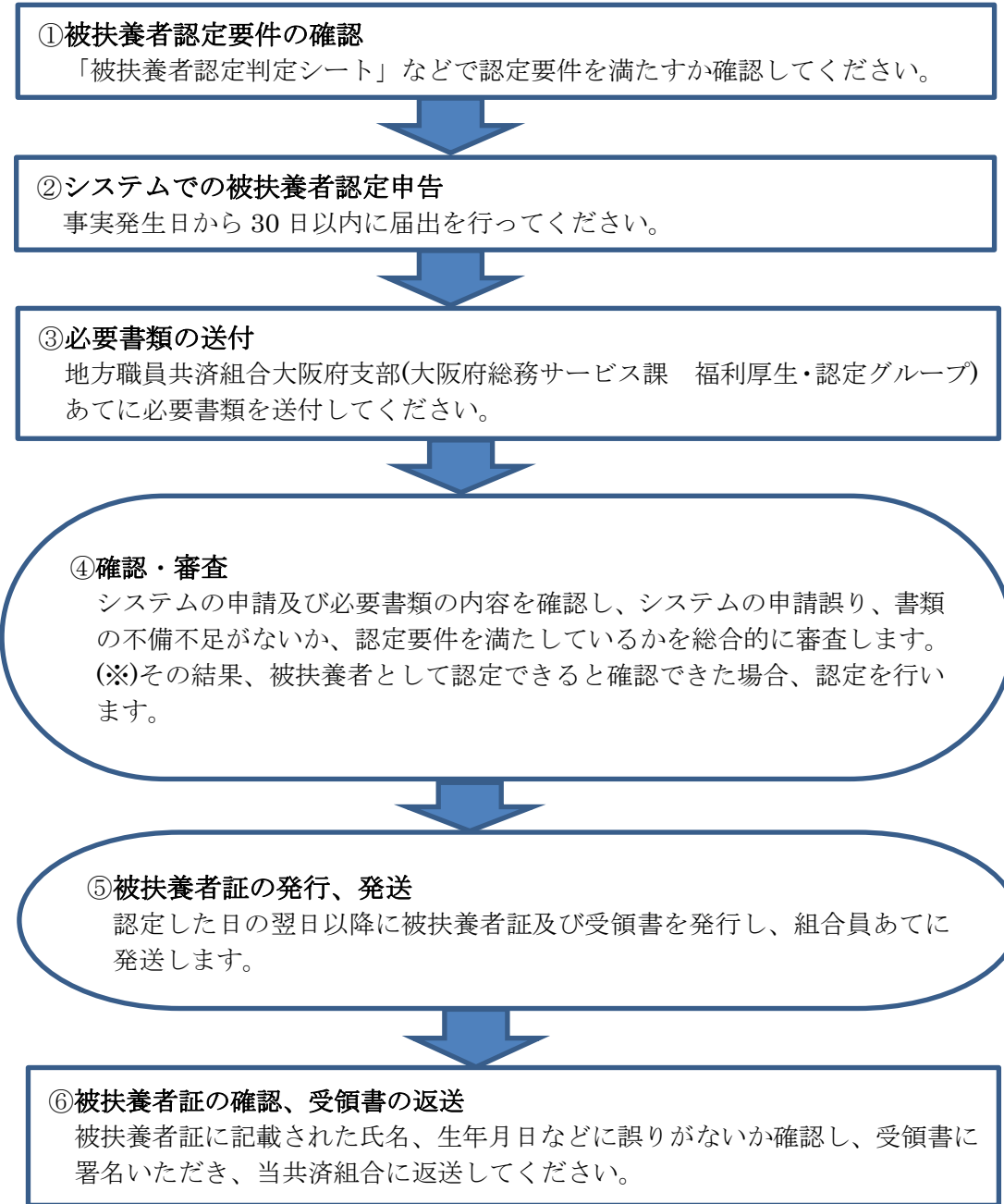
◎被扶養者の認定手続きの流れ

(*知事部局職員(会計年度任用職員を除く)の方は P15 をご覧ください)



※書類に不備不足があれば、所属所担当者を通じて書類の再提出の依頼をします。依頼があった場合、所属所担当者に書類の再提出してください。その他、確認事項がある場合も所属所担当者を通じて連絡します。

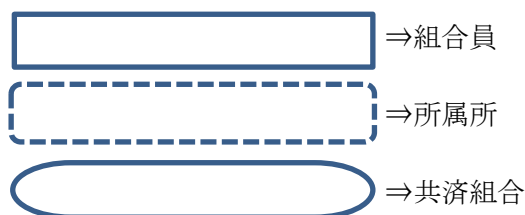
<知事部局職員(会計年度任用職員(*)を除く)>



(*)会計年度任用職員の方は P14 をご覧ください。

※書類に不備不足があれば、組合員へ連絡し書類の再提出の依頼をします。依頼があった場合、書類の再提出してください。その他、確認事項がある場合も連絡します。

(注)上記フロー図について、対応する者は以下のように分かります。(P17,18 も同様)



2 被扶養者の取消手続き

就職や収入超過などにより被扶養者の認定要件を満たさなくなった場合、被扶養者の資格を喪失しますので、当共済組合に被扶養者の取消申告をしてください。以下の表に記載の取消理由に該当する場合には、遅滞なく取消申告を行ってください。

<主な取消事由及び取消日>

取消理由	取消日	備考
就職	就職日	就職先で新たに健康保険に加入することによる取消
離婚	離婚日	配偶者と婚姻関係が解消されることによる取消。 離婚により親権が配偶者になることで、子を扶養変更することによる取消
婚姻	婚姻日	子が婚姻し、その配偶者に扶養変更することによる取消
収入超過	※	被扶養者の収入が限度額以上の収入見込になることによる取消 ※「Ⅲ 収入限度額」1～4(P5～12)を参照してください。
雇用保険 受給開始	雇用保険 受給開始日	離職(雇用保険待機中)を理由に認定していたが、日額 3,612 円以上の雇用保険を受給し始めたことによる取消
扶養者変更	扶養変更日	被扶養者を他の方に扶養変更することによる取消
死亡	死亡日の翌日	被扶養者が死亡したことによる取消

◎資格喪失証明書

「資格喪失証明書」は被扶養者が資格を喪失したことを証明するもので、新たに健康保険に加入する手続きの際、この証明書が必要になります。

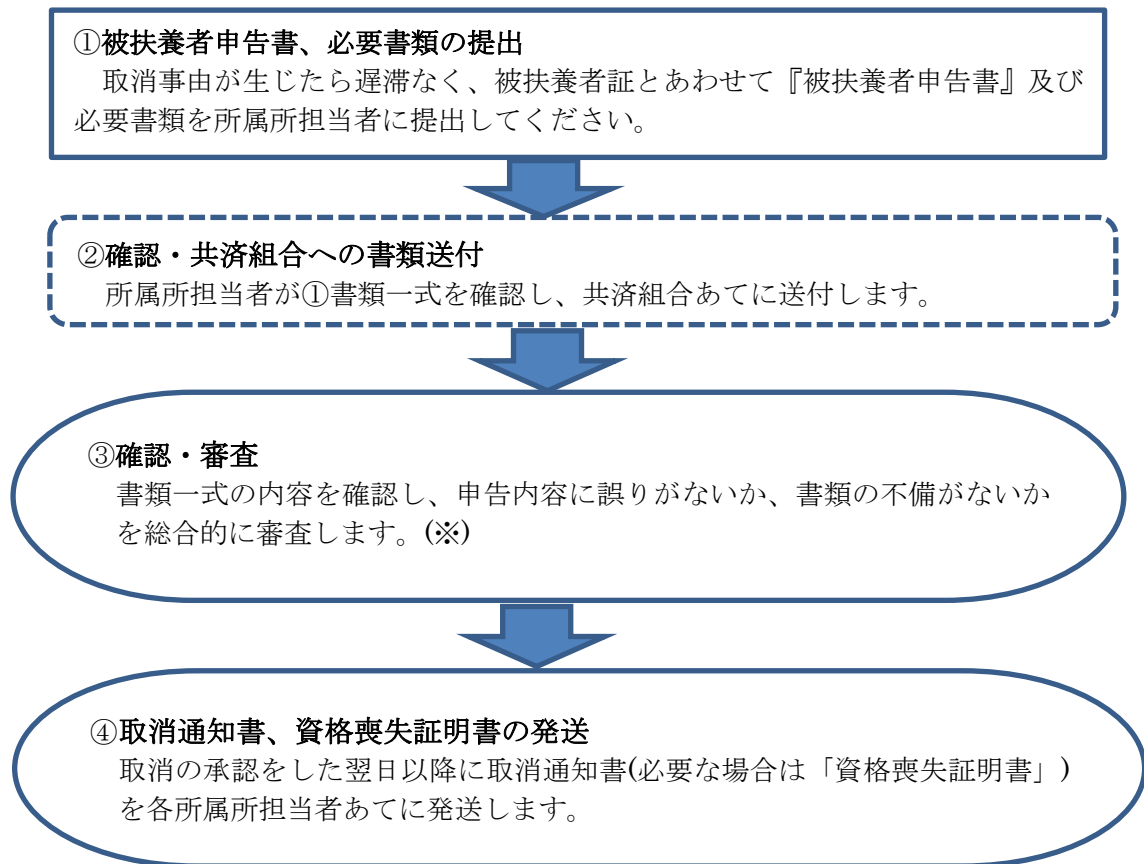
「資格喪失証明書」については、記入例をもとに作成いただき、必要書類とあわせて当共済組合に送付してください。取消の承認後、取消通知書とあわせて支部長印を押印した「資格喪失証明書」をお送りしますので、健康保険の加入手続きの際に使用してください。(※[様式](#))

◎被扶養者の取消手続きの際の注意点

- ①被扶養者の取消申告を行う際には、被扶養者証を必ず返納してください。
- ②取消申告が遅延した場合には遡及して被扶養者の資格を取消しますが、その間に被扶養者証を使用して医療機関等を受診していた場合は当共済組合が医療機関等に支払った医療費の返還を求めます。
- ③被扶養者の取消手続き後、国民健康保険や協会けんぽ等の公的医療保険への加入が遅れた場合、遡及して加入した期間の全部又は一部について、保険が適用されないことがあります。
- ④被扶養者証を紛失した場合は、警察に届出をするとともに、当共済組合に「誓約書」を提出してください。なお、紛失した被扶養者証が見つかった場合、当共済組合に必ず返納してください。

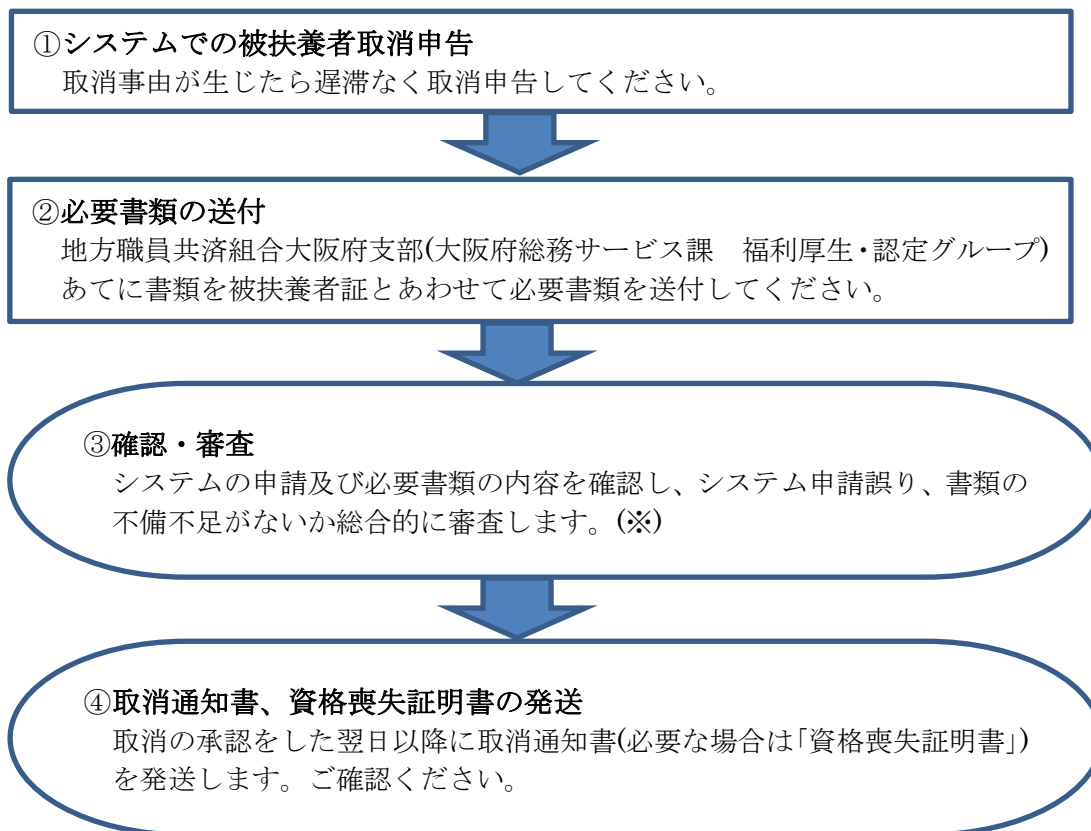
◎被扶養者の取消手続きの流れ

(*知事部局職員(会計年度任用職員を除く)の方は P18 をご覧ください)



※書類に不備不足があれば、所属所担当者を通じて書類の再提出の依頼をします。依頼があった場合、所属所担当者に書類の再提出してください。その他、確認事項がある場合も所属所担当者を通じて連絡します。

<知事部局職員(会計年度任用職員(*)を除く)>



(*)会計年度任用職員についてはP17をご覧ください。

※書類に不備不足があれば、組合員へ連絡し書類の再提出の依頼をします。依頼があった場合、書類の再提出してください。その他、確認事項がある場合も連絡します。